

小樽市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

(1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）が書類審査を実施する。

(2) 審査事項は、次のとおりとする。

- ① 森林所有者に支払う金額
- ② 事業実績
- ③ 森林経営計画の作成予定
- ④ 経営管理の着実な実施
- ⑤ 地域への貢献度
- ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、委員会を開催して提案内容を審査することによって行う。評価にあたっては、前述の審査事項に基づき、別表に示す各項目の基準点の合計（以下「評価点数」という。）を採点し、下記の通り採用事業者を決定する。

なお、審査事項について、いずれかの配点に0点がある場合には、提案内容を不採用とします。

(1) 提案者が複数の場合

評価の結果、最も評価点が高い企画提案書を提出した民間事業者（以下「提案者」という。）を採用事業者として決定する。

また、委員会で、全ての提案者が審査基準を満たさないと判断した場合は、理由を明らかにした上で、採用事業者を決定しない場合もある。

(2) 提案者が一社の場合

評価の結果、評価点数が最低基準点（60点）以上であれば、当該提案者を採用事業者として決定する。評価点数が最低基準点に達しない場合は、その理由を委員会で審議のうえ、その内容を提案者に伝え、後日再審査を行うこととする。

別 表

目的	審査事項	審査基準点	評価点
(1) 森林所有者への貢献度を重視 60点	① 経営管理の着実な実施	体制 ○技術者等（森林施業関連資格） （資格を有する者の数 十分5点、やや不十分2点、不十分0点） ○林業現場作業員、作業主任の配置 （職員数 十分5点、やや不十分2点、不十分0点）	35点
		実績 過去3年間の森林整備事業の実績（主に間伐） （十分な実績を有する5点、やや不十分2点、不十分0点） 間伐等5ha以上、 3～5ha 、3ha以下	
		計画 希望する経営管理実施権の存続期間 （集積計画と同様5点、1/2以上2点、1/2未満1点） 経営管理実施権を受託する面積 （公募面積と同様5点、1/2以上2点、1/2未満1点） 実施する経営管理の内容 ○（市森林整備計画の標準的な方法5点、やや不十分2点、不十分0点） ○（森林所有者の意向に沿った施業内容5点、やや不十分2点、不十分0点）	
	② 森林所有者に支払う金額	見積金額 （全提案事業者の見積金額の平均より高い25点、同等15点、低い10点、森林所有者に負担が生じる場合0点）	25点
(2) 意欲ある林業事業体を選定 25点	③ 森林経営計画の作成予定	本施業における森林経営計画の作成予定 （予定がありかつ作成の実績がある5点、予定がある2点、予定無し1点）	5点
	④ 技術的な提案	技術的な提案の内容（効率的な施業実施への工夫） （十分15点、やや不十分10点、不十分5点、なし0点）	15点
	⑤ 木材販売収益の安定・向上	販売収益の確保に向けたとりくみ （十分5点、やや不十分2点、不十分0点）	5点
(3) 地域経済への寄付 15点	⑥ 地域への貢献度	事業所の所在地 （小樽市内10点、後志管内5点、その他1点）	15点
		地元住民の雇用 （小樽市在住者の雇用実績あり5点、予定あり3点、実績なし1点）	

小樽市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査採点表

民間事業者名 _____

審査事項	配点表	評価点数	備考
①経営管理の着実な実施 (実施体制と実績)	35点		
②森林所有者に支払う金額 (森林所有者の受益権)	25点		
③森林経営計画の作成予定	5点		
④技術的な提案 (効果的な施業実施への工夫)	15点		
⑤木材販売収益の安定・向上 (販売収益の確保に向けた取組み)	5点		
⑥地域への貢献度 (小樽市在住者の雇用等)	15点		
合 計	100点		